

未病予防コンディショニング業務委託仕様書

1 業務名

未病予防コンディショニング業務

2 業務の目的

本事業は、未病状態にあり健康に不安を持つ者や新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応に悩む者などを対象に、西洋医学だけでは改善しない症状に対して、代替療法や自己治癒力を高めるためのプログラムや相談を通じて、健康不安の軽減や解消、症状の緩和・改善につなげることを目的とする。また、病気になる前の段階からの身体づくりや最新の健康情報を提供し、市民のヘルスリテラシー及び生活の質（QOL）の向上を図る。

3 履行期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

4 法令の遵守

相談業務及び未病予防コンディショニングを実施するにあたり、泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例等、関係法令を遵守すること。

5 業務内容

未病状態（肩こり、頭痛、腰痛、ストレス、身体の冷え、不眠、慢性疲労等）、新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応など、長引く不調を予防、改善するために、個々の身体の状態に応じたプログラムを次の内容から選択し、実施することとするが、両方の参加や未病予防相談から未病予防コンディショニングへの参加、またその逆の参加も可とする。

- ・未病予防相談
- ・未病予防コンディショニング（個別プログラム、集団プログラム）

(1) 未病予防相談

ア 対象者

泉大津市に住所を有する下記のいずれかに該当する者

- a 身体の不調や不安があるなどで未病状態にある者
- b 新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応に悩む者

イ 予約

市（保健センター）で受付を行う。

ウ 実施回数及び相談時間

実施回数：月 1 回

相談時間：1 人 2 0 分程度

エ 費用：無料

オ 実施場所

シーパスパーク内パークセンター

カ 運営条件

- a 当日の受付、相談の実施、終了までの一連の業務を実施すること。
- b 問診の実施
相談者の現在の症状や既往歴など、身体状態を丁寧に聴き取る。
問診票は受託業者で準備すること。
- c 月 1 回、6 人が利用できる体制をとること。

キ 従事運営体制

管理者：1 名、被相談者（医師）：1 名

※被相談者の資格：医師（医師法に規定する医師免許証及び臨床研修修了登録証の交付を受けた者）とすること。ただし、臨床研修を義務化した医師法改正の施行日（平成 1 6 年 4 月 1 日）時点において現に医師免許を受けている者及び施行日前に医師免許の申請を行った者であって施行日後に医師免許を受けたものは、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を受けた者とみなすこととされているので、臨床研修修了登録証の交付は不要とする。）とすること。

ク 報告

受託業者は、月次報告として下記の a から d の項目についての報告書を作成し、泉大津市に翌月 1 0 日までに提出するものとする。また、事業終了時においては、全体の総括としての実績報告書を作成し、泉大津市に提出するものとする。なお、それ以外の内容についても、泉大津市が報告を求めた時は協議し報告すること。

a から d は月別報告とは別に累計を一覧にした表を報告すること。

- a 相談者の属性
- b 相談件数
- c 相談内容及び助言内容
- d 事業の評価（実施内容などから総合的に事業評価を行うこと）
助言により不安の軽減が図られた割合、相談者からのクレーム件数、相談者からの感想など。

(2) 未病予防コンディショニング

ア 個別プログラム

(ア) 対象者

- a 泉大津市に住所を有する下記の(a)又は(b)のいずれかに該当する者
 - (a) 身体の不調や不安があるなどで未病状態にある者
 - (b) 新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応に悩む者
- b 泉大津市内に住所を有しない者で、市長が特に必要と認めた者

(イ) 予約

WEB 受付を実施し、24時間予約受付を可能とすること。

(ウ) 実施回数及び実施時間

- a 実施回数 3回(7月、10月、令和9年2月)
- b 実施時間 午後

(エ) 費用

- a (ア)対象者のaは無料
- b (ア)対象者のbは1万円

※ただし、費用の1万円を徴収した場合は業務委託料と相殺すること。

(オ) 実施場所

市の指定した実施場所を使用すること。ただし、プログラムの実施にあたり、以下の条件を遵守すること。

- a プライバシーと安全性を確保すること。
- b リラックスやヒーリング効果が期待できる環境を創出すること。

(カ) 運営条件

- a 実施人数：1日 概ね5人
- b 予約、当日受付、プログラムの実施、終了までの一連の業務を実施すること。
- c 問診の実施及びプログラムの作成
 - ・プログラム実施前は、現在の症状や既往歴、身体状態を丁寧に聴き取ること。
 - ・状態に応じたプログラム内容を記載した計画書を作成すること。
 - ・問診表は委託者で作成し準備すること。
 - ・プログラム内容は、プログラム実施時に本人に提示し、同意を書面で得ること。
 - ・プログラムによって起こりうるメリット、デメリットなどの説明を丁寧にすること。
- d プログラムの実施内容
 - ・未病状態の予防、改善、新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応の軽減が期待できる内容を実施すること。

(自律神経のバランスを整える、呼吸を整える、自己免疫力や自然治癒力の向上、機能回復など)

- ・プログラム中・終了後は参加者からの健康相談に応じること。
- ・医療行為は行わないこと。

e 計測

計測内容は、機能回復の改善を評価できる内容とし、プログラムの前後で、参加者の状況に応じて実施すること。

例・自律神経バランスの計測

- ・酸素飽和度 (SpO₂)
- ・肺活量
- ・嗅覚チェックなど

f 事後評価

プログラム終了後から1か月後に参加者から現状を確認し、プログラム実施時と比較し評価結果を報告すること。

g 事業の周知については、周知チラシ(100枚)を作成すること。

(キ) 注意事項

a プログラムの注意

- ・プログラム内容は、市民の生活の質(QOL)の向上に資する多様な選択肢を準備すること。
- ・プログラム内容は安全性など、市が認めたものは実施可能とするが、必ず市と事前に協議すること。

b 参加者の出席管理(予約・キャンセル管理)をすること。また、当日の参加予定者数及び見学者を、前日までに市へ報告すること。

c プログラム内容に応じて、実施場所や期間など、保健所などに届出が必要なものは、必ず確認し、適宜必要な手続きを行うこと。

d 事故および損害の責任

プログラムの実施中及びその業務により生じた事故及び損害については、受託業者に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について受託業者は市と協議するものとする。また、受託業者は利用時の事故等を回避するために必要と判断した場合は、適切な医療機関へつなげること。

e 本事業の実施にあたっては、参加者への配慮を十分に行い、事業の趣旨に沿った運営に努めること。また、施術中は、参加者に不快や誤解を与えることのないよう、言動に留意するとともに、本事業とは直接関係のない営業活動や、サービスの宣伝と受け取られる行為は行わないこと。

イ 集団プログラム

(ア) 対象者

泉大津市に住所を有する下記のいずれかに該当する者

- a 身体の不調や不安があるなどで未病状態にある者
- b 未病予防対策に関心がある者
- c 新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の遷延する副反応に悩む者（個別プログラムのフォローアップ者も可能とする。）

(イ) 予約及び通知

市（保健センター）で受付を行う。

(ウ) 実施回数及び実施時間

実施回数：4回（6月、9月、12月、令和9年3月）

実施時間：午後

(エ) 費用：無料

(オ) 実施場所：シーバスパーク内パークセンター

(カ) 実施内容

以下のテーマについて、実践を通して学ぶ講座行う。

- ・自律神経と呼吸の関係や自律神経のバランスを整える方法について（6月）
- ・未病を予防する身体づくりについて（9月・12月）
- ・女性の健康づくり（更年期等女性特有の症状への対応）について（3月）

(キ) 運営条件

- a 実施人数：1回20人程度
- b 予約、当日受付、プログラムの実施、終了までの一連の業務を実施すること。

ウ 従事運営体制

管理者：1名、担当者：1名、

プログラム従事者：個別プログラム4名から7名程度（プログラム内容による）
集団プログラム1名から2名まで。

※プログラム内容により、免許取得者が必要である場合は、必ずその者を配置すること。

エ 報告

受託業者は、月次報告として下記 a から e についての報告書を作成し、泉大津市に翌月10日までに提出するものとする。また、事業終了時においては、全体の総括としての実績報告書を作成し、泉大津市に提出するものとする。なお、それ以外の内容についても、泉大津市が報告を求めた時は協議し報告すること。

- a から e は月別報告とは別に累計を一覧にした表を報告すること。
 - a プログラム参加者の属性
 - b 個別及び集団プログラム参加件数

- c 現在の症状や既往歴など、身体状態に応じた個別プログラム内容
- d 個別及び集団プログラム内容
- e 事業の評価（総合的に事業評価を行うこと。）

6 苦情対応

業務に関する苦情・トラブルの対応は原則として、受託業者が行うこと。ただし、事業の疑義、解釈などに関する事項については、受託業者から担当課に引き継ぐものとする。また、対応の結果については、その経緯を含め、速やかに文書にて報告すること。

7 個人情報保護

契約書約款第 40 条を遵守すること（当該業務委託の履行に必要な一切の情報について、契約期間中、終了後、または契約が解除された後も外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行し、業務履行完了時においては、収集した個人情報は、委託元に返却し、破棄すること。また、本サービス提供において利用する個人情報について、本サービス提供以外の目的で利用してはならない）。

8 その他

- (1) 受託業者は、常に市の担当者からの連絡を受け取れる状態とし、市の担当者からの打ちあわせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項に関しては、市と協議の上決定する。